

消防用設備等における設置基準及び行政指導指針

室蘭市消防本部

令和4年4月1日施行
(令和6年4月1日一部改正)

目 次

第1章 総則

第1 目的	① 1-1
第2 運用上の留意事項	① 1-1
第3 用語	① 1-1
第4 指導指針の適用範囲	① 1-1

第2章 運用基準

第1節 総論

第1 消防用設備等の設置単位	② 1-1
第2 収容人員の算定	② 1-2
第3 階及び床面積の取扱い	② 1-3
第4 令別表第一の取扱い	② 1-4
第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い	② 1-5
第6 仮使用する防火対象物の取扱い	② 1-6
第7 仮設建築物の消防用設備等の取扱い	② 1-7
第8 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い	② 1-8
第9 令第9条の取扱い	② 1-9

第2節 消火設備

第1 消火器具	② 2-1
第2 屋内消火栓設備	② 2-2
第3 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い	② 2-3
第4 スプリンクラー設備	② 2-4
第5 水噴霧消火設備	② 2-5
第6 泡消火設備	② 2-6
第7 不活性ガス消火設備	② 2-7
第8 ハロゲン化物消火設備	② 2-8
第9 粉末消火設備	② 2-9
第10 屋外消火栓設備	② 2-10
第11 動力消防ポンプ設備	② 2-11

第3節 警報設備

第1 自動火災報知設備	② 3-1
-------------	-------

第2	ガス漏れ火災警報設備	②3-2
第3	漏電火災警報器	②3-3
第4	消防機関へ通報する火災報知設備	②3-4
第5	非常警報設備	②3-5

第4節 避難設備

第1	避難器具	②4-1
第2	誘導灯及び誘導標識	②4-2

第5節 消防用水・消火活動上必要な施設

第1	消防用水	②5-1
第2	排煙設備	②5-2
第3	連結散水設備	②5-3
第4	連結送水管	②5-4
第5	非常コンセント設備	②5-5

第6節 その他

第1	非常電源	②6-1
第2	総合操作盤	②6-2